



Title	宮崎孝治郎教授の業績について
Author(s)	五十嵐, 清
Citation	北大法学論集, 14(3-4), 241-245
Issue Date	1964-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27828
Type	other
File Information	14(3_4)_P241-245.pdf



宮崎孝治郎教授の業績について

五十嵐 清

一 宮崎教授の業績は後記のようにきわめて多岐にわたっているので、ここで若干のコメントをしたい。満六十三才の定年で北大を去るとはいえ、学者としてはなお第一線で活躍しておられ、未来に多くの可能性を秘めておられる教授について、ここでその業績を評価することは不遜のそしりを免れないけれども、これまでの教授の活躍のあとを偲び、将来の発展を期待することは、われわれ後進にとって一つの義務であろう。

二 宮崎教授が東大の研究室に残られた大正末年から昭和初年にかけては、わが民法学にとって一つの転機であった。末弘・我妻両教授を中心とする新しい民法学の樹立を目ざす人達が東大判例民法研究会に集っていた。宮崎教授が早速その洗礼を受けたことはいうまでもない。教授は昭和二・三年度の判例民法法に多くの判例評釈を發表している。とりわけ、民法二〇条の「詐術」を狭く解した大審院判決を批判した評釈（判民昭和二年度一一二事件）は、その後の判例理論の転回に大きく貢献した。この評釈には、母法たるフランス民法が参照されているのも注目される。この判例研究会から教授は法律学者として多くを学ばれたと思う。しかし、教授は留学後、ほとんど判例研究を發表していない。判例の必要性を無視したわけではないが、興味の中心が他に移ったのであろう。

宮崎教授の処女論文は、「地役権の時効取得」（法協四六巻七号）である。教授は、この論文において、民法の規定する地役権の時効取得制度（二八三条）に反対しているが、その根拠を主として目的論的、比較法的な立場に求めて

おり、条文の文言に拘泥せず、大局から眺められる傾向は、このときすでに明らかである。なお、教授は時効制度の存在理由を証拠法上に求めているが、これは後の学界に多大な影響を与えた独創的見解である。

三 台北帝大に職を奉ぜられた教授は、昭和五年より二年半にわたる外遊の旅に立たれた。つとに比較法学者を志した教授は、英米独仏諸国だけでなく、中近東諸国から、スターリン治下のソビエトに至るまで、文字通り全世界を廻り、自分の眼で各国の特徴をつかもうとした。とくに、フランスに長く滞り、アンリー・カピタン (Henri Capitant) 教授について、民法学を学ばれた。帰国後、宮崎教授がフランス法専攻者として知られるに至ったのは、この時の研究に負うところが大きいと思われる。しかし、教授の学識はフランス法に偏することなく、比較法そのものを学んだのであった。教授の外遊中、見逃すことのできないのは、一九三二年 (昭和七年) オランダのハーグで開かれた第一回国際比較法会議に日本代表として出席したことである。この会議で、教授は、比較法の必要性のほか、とくに比較法研究所の必要性を痛感され、それを故国に訴えた (「国際比較法会議」法協五一巻九号以下)。

四 昭和八年、帰国されるや、教授として台北に赴任した。教授の台北生活は十余年にわたるが、その間、新しい学部の充実 (とくに図書) をはかるとともに、自らも多くの蓄積をし、すぐれた業績を発表した。処女出版は、フランス留学の成果とされる、「ナポレオンとフランス民法典」(昭和一二年) である。これは、フランス民法典に対するナポレオンの影響について考察したものであるが、法律書らしからぬ、はなはだ面白い書物であり、現在でもナポレオン法典の性格を知るための貴重な文献である。

教授の台北時代の最大の業績が、「比較婚姻法」の編集にあったことは何人にも異存がないであろう。教授は、台北に赴任するや、ただちに宿願である台北比較法学会を創設し、その最初の事業として婚姻法の比較法学的共同研究をはじめた。その成果は、早くも昭和一二年に第一部 (婚姻の成立)、同一七年に第二部 (婚姻の証明及効果) となって

刊行され、当時の学界を驚倒させるものがあつた。執筆者は内外にわたり、とりあげた国も全世界にまたがり、わが国初の本格的比較法書として法学の歴史に残る偉業である。教授は、この企画の責任者として縦横に活躍するとともに、自ら全体の序論とフランス婚姻法の部分を執筆しているが、われわれはそこにすでに指導的比較法学者を見出すことができるであろう。本書の第三部（婚姻の解消）は不幸、戦争のため発刊が不可能となつたが、刊行された分だけでも、戦後の民法改正にさいし多大の便宜を提供したものと思われる。

教授の台北時代のいま一つの主要な関心は、台湾および中国大陸における家産承継制度についての実態調査に向けられていた。当時のわが国では、法学者による実態調査はほとんど行われなかつたことがなく、この点でも、教授の研究の先駆的役割は高く評価されなければならない。ただ、当時の調査結果は、発表誌の關係で多くの人の注意するところとならなかつたが、幸いにして、近時刊行された「財産承継制度の比較法的研究」（昭和三六年）の中におさめられている。

以上が台北時代に発表された主要な業績である。家族法、とくに比較家族法が主要な領域であり、教授は家族法の専門家として知られるに至つた。しかし、教授の研究対象はより広く、たとえば契約法の比較法制史的研究にその一端が現われている。だが、多くの研究が未発表のまま終戦を迎えなければならなかつた。

五 終戦は、外地にいた多くの学者の運命を狂わせた。日本のどの大学にもないというほどのぼう大な図書を台北へ残さざるをえなかつた教授の心中は、察するに余りある。しかし、教授の学問への情熱はいささかも衰えなかつた。教授は一時秋田県に身を寄せられ、その間に、これまでの民法学研究の総括を世に問うた。「民法学の対象」（昭和二三年）がそれである。この著書は、所有権、契約、家族という民法学の三大範疇についての歴史的比較法的研究であり、その視野の広さは比類するものがなく、教授の該博な知識をいかに示すものである。しかも、そこには

多くの独創的見解が見られ、わが民法学の発展に資するものがある。ただ、そのうちの若干は、あまりにも通説と隔たるが故に、学界から敬遠される傾向のあるのが惜しまれる。

教授は、昭和二十二年、当時新設された北大法文学部の教授として、生れ故郷の北海道へ帰り、以後、定年までそこで静かに研究生活を送ることとなる。もともと、その前半は、生活を維持することが問題であったし、またゼロからはじまった法学部の充実は意のごとくならず、貴重な研究時間の多くが雑務にさかれなければならなかった。教授の学問的関心はまず新民法の実施状況に向けられた。教授は、新民法の普及のために、北海道内を廻わられるとともに、各地で実態調査をされた。その結果が、「新民法の実施性に関する研究」(民商二五卷五号、二六卷一号)等となり、各方面から注目された。教授は新民法の中に、やや行きすぎを感じたものと思われ、当時の学界の風潮の中では、保守的な発言をされた。他方、普及活動の成果は、「新婚姻法」(昭和二五年)となった。これは教科書ではあるが、その当時までの比較的研究の成果をとり入れたユニークなものであり、独自の存在を誇った。

北大法学部の人的施設が充実するにつれ、教授はふたたび本格的な研究に没頭した。その間、折にふれ発表した論文は、いずれも教授ならではという広い学識を示すものばかりである。とくに、民法学者として類を見ないギリシャ・ラテンの文献への傾倒は、宮崎法学の特色を示すものである。それらの論文のうち、人工授精に関するものが一番目につくが、その他、養子制度に関するものや、転質、転抵当に関する通説を批判した論文が重要なものとして残るであろう。

さて、近時、教授の長年にわたる蓄積が二つの大事業となって実を結んだ。その一つは、「新比較婚姻法」全四巻(昭和三五―三七年)の完成である。いうまでもなく、戦前の「比較婚姻法」の後身であるが、諸外国における婚姻法の発展にかんがみ、全く新しい企画となった。執筆者として内外から適任者を選び、十七カ国の婚姻法を一定のプ

ランに従って叙述した本書は、英文の序文とあいまって、わが国の比較法学の實力を世界に問うものである。本書刊行に至るまでの編集者としての教授の御苦労は戦前の比ではなく、超人的な熱意と努力を要した仕事であった。今一つの業績は、前述の「財産承継制度の比較的研究」である。「農業基本法の基調を求めて」と題されるこの大著において、教授はわが国の農地相続制度についてのあるべき姿を求めて、中国や朝鮮における家産制度を探ったり、イギリスの Family Settlement を中心とする詳細な比較的研究をした後、結論として、イギリスの制度の導入を主張している。この見解はあまりにも独創的すぎて、現在までのところ学界の反響はほとんど見られないが、この著書の中に、教授の学問の真髓がいかんなく発揮されているといわなければならない。

六 教授は、以上のような大事業をなした後も、孜孜として研究にうむところがない。「比較婚姻法」の第二部（東南アジア）の刊行が最大の目標と思われるが、その実現の一日も早からんことを祈ってやまない。しかし、教授の研究はそれに尽きるものではない。われわれが日頃直接に見聞するだけでも、教授の蓄積のほんの一部が発表されたにすぎないことは明らかである。従来発表された業績だけでも、すでに学界に多大の貢献をしているけれども、なお教授の見解の多くが少数意見に止まっていることも否定できない。これは、教授の民法学の全体系がなお公表されていないことによるものであろう。この意味で、教授が今後とも研究を進展させられ、その全貌をわれわれの前に示すことを期待してやまないものがある。